

## 区政協力委員について

### ◎名東区の例

- 1、委員の人数は、名東区で現在 307人。
- 2、各学区〔小学区〕単位で区政協力委員会を設置。学区〔小学区〕数は現在19学区。  
原則として毎月1回、委員会を開催。
- 3、各学区における委員の平均人数は16人。
- 4、各学区の区政協力委員会には、  
委員長、副委員長、会計を各1名  
監査2名を置く。
- 5、更に区全体として、各学区の区政協力委員会〔つまり委員全員の意味〕、及び学区  
区政協力委員会の代表をもって組織する名東区区政協力委員協議会を設置。

### 名東区区政協力委員協議会の開催は：

- ①、区内の区政協力委員・全員が参集する会は、2年に1回開催。
- ②、〃 の各学区の区政協力委員会の代表だけが参集する会は、毎月1回。

### ◎区政協力委員の総数： 5,324人 [市内16区]。

#### 1、委員の報酬〔費用弁償〕

委員 月額 2,262円 × 12 = 年額 27,144円

委員長 月額 3,156円 × 12 = 年額 37,872円

2、報酬総額： 年 額 144,080,352円  
(市予算額 149,378,000円)

ほかに学区補助金 141,183,000円

運営費 11,303,000円が市予算に計上されている。

### ◎災害対策委員との兼任：

区政協力委員は災害対策委員を兼任する。〔別紙：名古屋市災害対策委員規則による〕

したがって、委員の報酬は月額 2,262円 × 12 = 年額 27,144円 が上記報酬に加算され、

区政協力 委員は 月額 4524円、 年額 54,288円

区政協力委員長は 月額 5418円、 年額 65,016円

# 1 区政協力委員制度のあらまし

## (1) 目的と課題

この制度は年毎に複雑になってきました市区行政を円滑に運営し、市民の皆さんの自治意識を高め、理解と協力のもとに行政の実をあげていくことをその目的としております。

その職務は、広報、広聴活動への協力、市民運動、社会教育活動の推進等のほか、従来名古屋市が防災体制を確立するため、委嘱してまいりました災害対策委員の職務を兼務するなど、広い領域にまたがる一般区政の協力体制の確立にあります。

市政の殆んどは、役所の活動だけではその仕事を完遂することは不可能であります。とくに、区政はその内容が区民の皆様へ、より直結しているだけに区民の皆様によって選ばれた区政協力委員の方々の組織的活動と相まって全うできるものといえましよう。

今後、行政事務の多様化により、かずかずの困難な問題がおきてまいることもあると思います。これらの問題を区政協力委員のご協力を得て住民自治組織の自主性を侵すことなく区民の皆様方と役所との

間の意思の疎通をはかり、住みよい行政を実施することが地方自治の本旨にかなった行政であり、それがこの制度の存在意義であるといえます。

## (2) 名古屋市区政協力委員規則

(目的及び設置)

第1条 市区政に係る情報を住民に伝達し、住民の市区政に関する意見を反映させるなど、市区及び住民相互間における連絡を密にし、もって住民の市区政への関心を深め、市区政への積極的参加を期するため、本市に名古屋市区政協力委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、町の区域<sup>注(1)</sup>ごとに1人を置く。ただし、特に必要があると認めるときは、町の区域を2以上の地区に分け、又は2以上の町の区域を一つの地区としてそれぞれの地区ごとに1人を置くものとする。

3 前項の規定にかかわらず、委員が第6条第1項の規定によって委員長に互選されたときは、委員長の職にある期間に限り、その委員の置かれる前項の区域又は地区について更に1名の委員を置く

ことができる。

(職務)

第2条 委員は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 市区の行う広報広聴活動及び災害対策<sup>注(2)</sup><sup>注(3)</sup>に協力すること。

(2) 地域における社会教育活動及び市民運動<sup>注(4)</sup><sup>注(5)</sup>の推進を図ること。

(3) その他<sup>注(6)</sup>市区行政の連絡及び協力を行うこと。  
(委嘱及び任期)

第3条 委員は、第1条第2項の区域又は地区の住民の中から、区長の推薦に基づいて市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の任期は、委嘱の日から起算する。ただし、前任者の任期満了後に委嘱された委員については、その前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

4 委員は、後任者が委嘱されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(解 嘱)

第4条 委員が心身の故障その他の理由によって、職務の遂行に支障があると認めるときは、区長の意見を聞いて解嘱するものとする。

(委員会及び協議会)

第5条 委員の職務に関し連絡調整を図り、あわせて研究及び協議をするため、小学校通学区内の委員をもって組織する学区区政協力委員会（以下「委員会」という。）及び学区協力委員会の代表をもって組織する区政協力委員協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第6条 委員会に、役員として委員長、副委員長及び会計各1人並びに監査2人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の役員の任期について準用する。

3 委員長は、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

第7条 協議会に、役員として議長及び副議長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 第3条第2項及び第3項の規定は、前項の役員の任期について準用する。

3 議長は、会務を総理し、会議を招集し、その議長となる。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたとき

は、副議長がその職務を代理する。

第8条 第2条に定めるもののほか、委員会及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和43年6月1日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に委嘱される委員並びに委員会及び協議会の役員の任期は、第3条第2項、第6条第2項及び第7条第2項の規定にかかわらず、昭和45年3月31日までとする。

附 則 (昭和44年5月20日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年3月10日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

- 注(1) 町の区域とは、地理的な町又は丁目の区域をいい、地区とは町内会等住民自治組織が所管する区域をいう。
- 注(2) 区長から依頼するもののほか、定例会合を通じて常時市区政の情報伝達と住民の声の収集反映を意味する。
- 注(3) 別掲「災害対策のあらまし」を参照。
- 注(4) 別掲「生涯学習・社会教育のあらまし」を参照。
- 注(5) 別掲「市民運動のあらまし」を参照。
- 注(6) 「その他」については、区長から依頼するもののほか、別掲「名古屋市交通災害共済のあらまし」を参照。

## 6 災害対策のあらまし

### (1) 災害対策委員制度

災害対策委員制度は、昭和34年の伊勢湾台風の教訓に基づき、その翌年の昭和35年5月30日に定められた「名古屋市災害対策委員規則」に基づき設置されているものです。

災害対策委員は、本市の災害対策に関して市民と密接な連絡を確保し、地区の防災救助の万全を期するため町の区域ごとに置かれるものです。この制度は、本市独特の制度であり、常に地域防災の柱となり数々の成果をあげてきています。

災害対策委員は、区域内の住民から区長の推薦に基づいて市長が委嘱する区政協力委員が兼任し、常に区域内の防災に留意してその実状を把握することに努めることとされています。

### (2) 名古屋市災害対策委員規則

(災害対策委員の設置)

**第1条** 本市の災害対策に関し、市民と密接な連絡を確保し、地区防災救助の万全を期するため、災

-58-

(地区災害対策委員協議会)

**第6条** 委員の職務に関する連絡調整を図り、あわせて、研究及び協議するため、小学校通学区域(名古屋市災害救助地区本部規則(昭和35年名古屋市規則第26号)第2条第3項により、小学校通学区域を2以上に分け、その各区域に地区本部を置くものとして、地区本部長が委嘱されている場合においては、その各区域)内の委員をもって、それぞれ地区災害対策委員協議会(以下本条において「協議会」という。)を組織する。

2 災害救助地区本部の本部長、副本部長及び本部委員に委嘱された者は、それぞれ地区本部が置かれる区域に相当する地区の協議会に出席することができる。

3 協議会の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(補 則)

**第7条** この規則に規定するもののほか、委員に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、昭和43年6月1日から施行する。

害対策委員(以下「委員」という。)を置く。

**第2条** 委員は、名古屋市区政協力委員規則(昭和43年名古屋市規則第20号)に規定する名古屋市区政協力委員の職にある者をもって充てる。

(職 務)

**第3条** 委員は、常に、区域(名古屋市区政協力委員規則第1条第2項の区域又は地区をいう。以下同じ。)内の防災に留意してその実状を把握するように努めなければならない。

2 委員は、区域内における災害対策の事務に関し、おおむね次の職務を行う。

(1) 災害危険箇所を調査し、報告すること。

(2) 区域内の具体的避難要領を研究し、周知徹底させること。

(3) 住民の要望等を聴取し、報告すること。

(4) その他災害対策の事務を補助すること。

(関係機関及び住民の各種団体との関係)

**第4条** 委員は、前条の職務を行うにあたっては、防災救助等の関係機関及び住民の各種団体との間に密接な連絡協調を図るように努めるものとする。

(職務の指揮監督)

**第5条** 委員は、その職務に関し、それぞれの区域に属する区長の指揮監督を受けるものとする。

-59-

附 則

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

# 名古屋市行政区協力委員選任要領

施行期滿43年3月28日 改正：平成3年12月2日、平成7年12月1日

## 1 選出の趣旨

行政区協力委員の選出にあたっては、住民の意志を反映した民主的な方法によって真に行政区協力委員としての適任者を得ることを本旨とする。

## 2 選出の方法

行政区協力委員は、行政区協力委員規則（以下、「規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、下記要領により選出する。

- (1) 行政区協力委員は、区長の推薦により、市長がこれを委嘱するものである。
- (2) 区長は、学区行政区協力委員推薦会（以下「学区推薦会」という。）に行政区協力委員の推薦を依頼し、学区推薦会が民主的な方法によって町単位（規則第1条第2項の地域又は地区をいう。）に推薦した候補者を、区毎に設置する行政区協力委員審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、それに基づき推薦する。
- (3) 学区推薦会の委員の定数は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
  - ア 行政区協力委員（災害対策委員）代表
  - イ 民生委員代表
  - ウ 保健委員代表
  - エ 自治組織の役員代表
  - オ その他学区内各種団体役員代表
  - カ 学識経験者
- (4) 学区推薦会は次のように運営する。
  - ア 委員の互選によって委員長1名及び副委員長1名を定める。
  - イ 委員長は学区推薦会を招集し、その議長となる。
  - ウ 委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。
  - エ 議事の表決は、委員の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長がこれを決する。
  - オ 学区推薦会は、次期学区推薦会が構成されるまで継続してその任にあたる。
- (5) 審査会の委員の定数は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
  - ア 各種団体役員代表
  - イ 学識経験者
- (6) 審査会の運営については、(4)に準ずるものとする。

## 3 行政区協力委員の適格要件

行政区協力委員にどのような者が適格者であり、又どのような者を選ぶべきかは極めて重要であるが、具体的に列挙すればおおむね次の要件を勘案する必要がある。

なお、当該地域に住民自治組織がある場合は、その長が行政区協力委員を兼務することが地域運営上望ましいと思われる。

- (1) 社会奉仕の精神に富んだ人
- (2) 人格識見共に高く、生活経験が豊かであり、円満な常識をもっている人
- (3) 規則第2条各号に掲げる職務を誠実に実行でき得る人
- (4) 行政区協力委員の地位を営利又は政治に利用しない人

- 4 2(2)に定める学区推薦会から区長への候補者の推薦は、別に市長が定める様式によるものとする。

#### 4. 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法の定めるところにより、名古屋市長の推せんに基づいて厚生大臣から委嘱されます。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとなっています。その性格は、報酬を目的としない名誉職で、社会奉仕の精神をもって個別援助と社会福祉の増進に努める行政協力機関とされています。

介護を必要とする高齢者の問題、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくり、障害者の福祉向上などますます多様化する福祉ニーズに対し、地域福祉推進のため、民生委員・児童委員は、地域住民の福祉活動の推進役として活躍が期待されています。

##### (1) 職務

民生委員法に定められた、調査活動、要援護者の自立更生指導、社会福祉事業施設の連絡及び機能の助長、関係行政機関の業務に対する協力、必要に応じた生活の指導とともに、しあわせを高める運動、ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動、心豊かな子どもを育てる運動の推進、各種社会福祉調査活動、その他自主的な地域福祉活動を行っています。

##### (2) 委嘱

地域住民の信望があり、社会福祉の増進に熱意をもつなどの資格要件を満たし、それぞれの地域から推せんされた人が、委嘱されます。

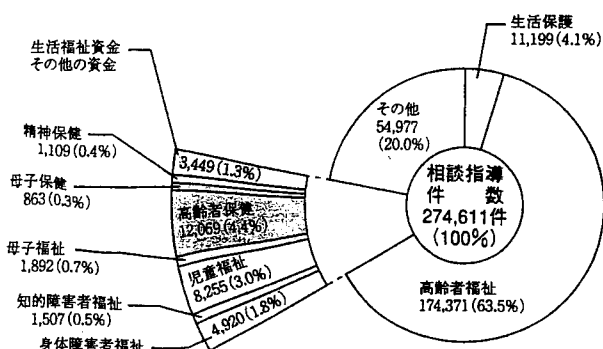
##### (3) 任期

3年

##### (4) 定数

本市では、一般の区域を担当する民生委員・児童委員が3,141名、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が283名となっており、これらの方々が、概ね小学校区を単位とした260の民生委員協議会に組織され、活動しています。

#### 民生委員・児童委員の相談指導件数(平成10年度)



#### 5. 共同募金

昭和22年10月以来、毎年赤い羽根共同募金運動が全国的に展開されています。

名古屋市でも市及び各区に共同募金委員会を設置し、街頭、戸別募金や歳末たすけあい募金活動を10月～12月の3か月間におわたって実施しています。この募金は、民間社会福祉施設の建物整備や備品の購入、社会福祉協議会を中心とした地域での福祉活動に対する助成、歳末における施設入所者(児)や生活困窮者等への援護などに使われています。

(平成10年度の募金実績)  
231,126,848円)



サマーボランティアスクール